

カルタヘナ議定書の概要

1 議定書の前提及び認識

議定書の締約国は、
現代バイオテクノロジーは環境と人の健康に対する十分な安全対策をもって開発・
利用されれば、人類の福祉にとって多大な可能を有すること、
貿易と環境の諸協定が相互に補完的であるべきこと、
現行の国際協定に基づく締約国の権利・義務を変更しないこと、
等を認識して以下のとおり協定する【前文】。

2 議定書の対象範囲

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるすべて遺伝子組換え生物及び分類学上の科を越える細胞融合（総称して「生きている改変された生物」LMO; Living Modified Organisms）を対象とする【第1条、第3条】。ただし、人の医薬品は対象外とする【第5条】

3 輸入手続き

事前合意（AIA）手続きを要するLMO（環境放出用途のLMO）

種子など直接環境に放出されるLMOの最初の輸入に先だって、輸出者（国）は当該LMOに関する環境影響評価の結果を輸入国に提出し、輸入国の合意を得た後に、はじめて輸入手続きが可能となる。評価項目は、議定書の附属書に規定されている。【第7条～第10条、第15条】

事前合意手続きを要しないLMO

食品・飼料として直接利用され又は加工を目的とするLMO（FFP）^{*1}については、事前同意手続きが適用されない。

輸入国は、生産国（輸出国）がバイオセーフティ・クリアリング・ハウス（BCH）^{*2}に通報した情報を基に議定書に整合的な国内措置を適用して、輸入の可否を決定できる。輸入国は、情報が不足していると考える時は、生産国（輸出国）に追加情報を求めることができる【第11条】。

なお、FFPの他に閉鎖系利用LMO【第6条】、通過貨物【第6条】及び締約国会合が定める生物多様性に悪影響のないLMO【第7条4項】についても事前同意手続きは適用されない。

4 輸出手続き

環境放出用途のLMO

輸出国は、環境放出用途のLMOの輸出に先立ち、議定書に規定された情報を自ら輸入国に通報するか又は輸出者に通報させることを義務付けなければならない【第8条】。

FFP

FFPとして輸出される可能性のあるLMOの環境放出（市場への投入を含み、

*1 direct use as food or feed, or for Processing. いわゆる「コモディティ」。

*2 インターネットを通じて接続できるデータベース。条約事務局が管理。

野外試験を除く。)を承認した締約国(当該LMOの生産国であり輸出国となりうる締約国)は、その決定から15日以内にBCHにその旨を通報する【第11条1項】。

5 添付書類等【第18条】

環境放出用途のLMO

LMOであること、その特性、安全な取扱い・保管・輸送・利用に関する要件、連絡先、輸出入業者の名称・住所、議定書に適合しているとの宣言を記載。

FFP

LMOが含まれる可能性があること、環境放出を意図したものではないこと、連絡先を明記する。なお、記載事項の詳細については、議定書の発効後2年以内に締約国会議において決定する。

閉鎖系利用LMO

LMOであること、安全な取扱い・保管・輸送・利用に関する要件、引き渡し先、連絡先等を明記する。

6 国内のリスク管理・緊急措置【第16条、第17条】

締約国は、全LMOについて、一定期間の観察その他必要な措置をとることができる。

また、締約国は、承認済みLMO又は未承認LMOによる悪影響の発生について、監視、不測の事態に対する対応、海外への流出の防止、関係国との協力及び情報交換等を行い、必要な行動を開始できるようにする。

7 不法な国境を越える移動【第25条】

締約国は、本議定書のための国内法に違反して行われるLMOの不法な移動を防止し、処罰する措置をとる。不法な移動により影響を受けた締約国は、起源国に対して当該起源国の費用で当該LMOを送還し、破壊し又は処分することを要請できる。